

令和3年1月20日

保護者様

深谷市立幡羅小学校
校長 高木 千津子

児童・生徒への学習用タブレット端末の貸出について

日ごろより、本校の教育活動にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

深谷市では、すでに「深谷市教育委員会だより（こころざし）」でお知らせしましたが、「渋沢 spirit in ふかや GIGAスクール」構想のもと、市内小・中学校の全児童・生徒へ1人1台タブレット端末・電子ペン等を整備し、貸し出しすることとなりました。

つきましては、別紙「端末使用届」をご記入の上、学校までご提出くださいますよう、お願いします。

記

- 1 目的 深谷市立小・中学校の児童・生徒の学習支援のため
- 2 貸出物品 タブレット端末（iPad）、電子ペン、
キーボード一体型ケース、充電機器^{※1}、電子ペン用ケーブル^{※1}
※1 通常は学校で保管して使用します。
- 3 提出書類 別紙「端末使用届」
- 4 提出先 学級担任
- 5 提出期限 令和3年1月25日（月）
- 6 貸出に際しての留意事項
 - (1) 貸し出しするタブレット端末・電子ペン等は、進級した学年でもそのままご使用いただけます。
 - (2) 進学や転出、学校からの申し出があった際は、在籍校へ返却してください。
 - (3) 卒業後、ご使用いただいた物品は、翌年度入学の児童・生徒が使用します。大切にご使用ください。
 - (4) 故意又は過失による毀損、紛失、盗難等の事故その他の理由で、タブレット端末・電子ペン等の全部又は一部が使用できなくなった時は、弁償していただく場合があります。
 - (5) タブレット端末・電子ペン等の管理には十分ご注意ください。
 - (6) 貸し出した児童・生徒以外は、ご使用しないでください。
 - (7) 学校または自宅のみで、ご使用いただけます。